

令和7年度 障害児通所サービス支給基準見直し（新旧対照表）

改正後(令和7年4月1日適用)	改正前
<p style="text-align: center;">児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1級、2級) ・療育手帳(A1、A2) ・精神保健福祉手帳(1級) ・医療的ケアが日常的に必要と診断された方 (意見書、医療的ケアスコア表の提出必須) ・難病受給者証または小児慢性受給者証所持者 <p>【15日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉サービス利用に関する意見書にて認定を受けた者 ・特別児童扶養手当受給者 ・上記以外の障害者手帳所持者(身体、療育、精神) 	<p style="text-align: center;">児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者(等級は問わない) ・療育手帳所持者(等級は問わない) ・精神保健福祉手帳所持者(等級は問わない) ・特別児童扶養手当受給者 ・医師の意見書
<p style="text-align: center;">医療型児童発達支援</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要と認められた方(意見書必須※任意) 	<p style="text-align: center;">医療型児童発達支援</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要と認められた方(意見書必須※任意)

改正後(令和7年4月1日適用)	改正前
<p style="text-align: center;">放課後等デイサービス</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1級、2級) ・療育手帳(A1、A2) ・精神保健福祉手帳(1級) ・医療的ケアが日常的に必要と診断された方 (意見書、医療的ケアスコア表の提出必須) ・難病受給者証または小児慢性受給者証所持者 <p>【15日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉サービス利用に関する意見書にて認定を受けた者 ・特別児童扶養手当受給者 ・上記以外の障害者手帳所持者(身体、療育、精神) 	<p style="text-align: center;">放課後等デイサービス</p> <p>【23日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者(等級は問わない) ・療育手帳所持者(等級は問わない) ・精神保健福祉手帳所持者(等級は問わない) ・特別児童扶養手当受給者 ・医師の意見書
<p style="text-align: center;">保育所等訪問支援</p> <p>【2日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者(等級は問わない) ・療育手帳所持者(等級は問わない) ・精神保健福祉手帳所持者(等級は問わない) ・特別児童扶養手当受給者 ・医師の意見書 	<p style="text-align: center;">保育所等訪問支援</p> <p>【4日/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者(等級は問わない) ・療育手帳所持者(等級は問わない) ・精神保健福祉手帳所持者(等級は問わない) ・特別児童扶養手当受給者 ・医師の意見書